

平成25年第1回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成25年3月6日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	木村克美君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	福田茂君
生涯学習課長	石井博美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成25年3月6日（水曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（五十嵐辰雄君） こんにちは。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、9番今井利和君。

〔9番今井利和君登壇〕

○9番（今井利和君） 1番通告、今井が質問させてもらいます。

環境についてであります。

学校等において児童生徒が受ける放射線量については、原則年間1ミリシーベルト以下とされています。校庭の空間線量については、児童生徒等の行動を考慮して毎時1マイクロシーベルト未満を目安とし、学校への通学日数を年間200日、1日当たりの滞在時間を6.5時間とされています。

特に、文小第2運動場、利根中第2運動場は、空間放射線量が平均0.23マイクロシーベルト以上あります。児童生徒が安全・安心で伸び伸びと学校生活ができる環境の整備を早急に図るために、放射線量を下げなければなりません。除染の必要があります。

間もなく新入生を迎える4月が来ます。新入生が伸び伸びと学び、運動ができる環境を整えなければなりません。作業は無事工期までに終了するのか、安全・安心な校庭で新入生を迎えることができるのかと一抹の不安があります。

除染事業には2人の議員が反対されました。ある議員、教育委員、PTAに、放射能の除染をする必要がない、むだな金を使う必要がない、福島を除染に補助金を使うべきであると反対してもらいたいと言われ困ったと、PTA役員が言っていました。利根町の厚生文教委員として、児童生徒の安全・安心で運動ができる環境のことを第1番に考えなければなりません。運動場は、体をきたえるためにいろいろな運動を長時間行うので、砂ぼこりも吸い込みます。当然、安全・安心な校庭でなければなりません。PTA役員はどう対応したらよいのか困ったと何度も言っておられました。

教育長、担当課にお尋ねします。

一つ、文小学校第2グラウンド、利根中学校第2グラウンドの放射能除染作業は。

二つ、文小学校、布川小学校、文間小学校、利根中学校の除染状況は。また、除染後の放射線量の数値は。

三つ、児童生徒が安全・安心で学校生活ができる環境に整備されたか。今後の放射線量の計測は継続されるのか。3点についてお尋ねします。

次に、町長にお尋ねします。

今、多額な費用をかけて除染作業が行われているが、除染について町長の子供たちへの思いなど、現在の思いを聞かせてください。今後も児童生徒の健康に対する心配りが必要と思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（五十嵐辰雄君） 今井利和君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんこんにちは。きのうに引き続き、きょうは一般質問ということで、議員の皆様方には大変ご苦勞さまでございます。

それでは、今井議員のご質問にお答えをいたします。

(1)、(2)、(3)については、学校教育課、並びに教育長の方から答弁をしていただきたいと思います。

私は(4)の多額な費用をかけて除染作業が行われているが、除染について町長の思いをとということでございますので、その点について答弁をいたします。

放射性物質汚染対処特措法による「汚染状況重点調査地域」の指定を受けまして、平成24年1月より放射線量の調査測定を実施し、これを受けて5月に利根町除染実施計画を策定したところであります。

この除染実施計画では、子供たちの健康の維持と安全・安心を最優先にするという考え

方に基づきまして、主な生活空間の平均的な空間線量率を毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指し、除染作業を計画をしています。

その後、平成24年度放射線量低減対策特別緊急事業補助金を活用しまして、モニタリング詳細調査をし、この調査結果を受けて、12月に同補助金を受けて除染作業の契約を締結したところであります。

環境中にある放射性物質による被曝線量を低減するための方法には、放射性物質を「取り除く」「遮る」「遠ざける」の三つがございます。これらの方法を効果的に組み合わせて対策を行うことが除染作業であります。

放射性物質は時間とともに減少し、また、風雨などの自然要因による減衰であるウエザリング効果もあるため、除染をしなくても放射線量は減少していきます。しかし、放射性物質の半減期は、セシウム134が約2年、セシウム137が約30年となっており、放射性物質の減衰は長い年月がかかります。少しでも早く放射線量を減少させるためには除染が必要であり、放射線の影響をできるだけ早く減らし、子供たちに安全・安心な環境を提供していくことは、行政の大きな役割であると考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、放射能除染工事についてのご質問にお答えします。

まず、国庫補助対象事業である文小学校第2グラウンド、並びに利根中学校第2グラウンドの除染工事でございますが、工事の施工は、環境省が定めた除染関係ガイドラインに従って実施しております。

まず、10メートルメッシュでポイントと高さを管理するための打杭、つまり「丁張り」を施工し、ポイントごとに除染前の放射線量を測定します。文小学校が20地点で地表から1センチメートルと1メートルで測定し、50センチメートル測定については、前回の測定値をデータとします。利根中学校が165地点で、地表から1センチメートルと50センチメートルで測定し、1メートル測定については、前回の測定値をデータといたします。

次に、各地点の除染でございますが、文小学校では1,410平方メートル、利根中学校では1万4,280平方メートルを重機と手作業によって表土を5センチメートル削り取ります。削り取った表土は、1立方メートル入りの大型土のう袋に詰め、同一敷地内に深さ140センチメートルの縦穴を掘って、土のう袋を埋設し、その上に30センチメートルほど被覆します。この縦穴を掘る際に発生した土を、削り取り後の表土として使用いたします。

整地が終了した段階で、事前測定と同じ地点で再度放射線量の測定を実施しますが、除染後は地表から1センチメートルと50センチメートル、さらに1メートルで測定し、すべての地点で測定値が0.23マイクロシーベルト以下を確認した段階で、除染工事が完了いたします。

3月4日時点の工事の進捗状況でございますが、文小学校第2グラウンドが全体計画の約80%、利根中学校第2グラウンドが約90%の進捗率でございます。

次に、各小中学校の町単独事業分の除染工事でございますが、工事の施工方法は、国庫補助対象事業と全く同じでございます。

除染地点は、文小学校においては22地点で1,960平方メートル、布川小学校が92地点で8,890平方メートル、文間小学校が36地点で3,370平方メートル、利根中学校が58地点で4,920平方メートルでございます。

事前、事後の放射線量の測定については、経費削減のため、事前測定は前回の測定値をデータとし、事後測定のみ実施します。小学校では地表50センチメートル、中学校では地表1メートルですべての除染地点で測定いたします。

現在も工事中でありますので、除染後の放射線量についてはお答えできませんが、この除染工事によって確実に放射線量が低減できるように、すべての工事において表土を削り取った時間で、担当職員が任意に線量の測定を実施しております。現在のところ、この中間測定においては0.15から0.05マイクロシーベルトが測定されており、基準値である0.23マイクロシーベルトを下回っていることを確認しております。この上に表土で被覆しますので、放射線量はさらに低減するものと考えております。

工事の進捗率につきましては、3月4日時点で、文小学校が約80%、布川小学校が約80%、文間小学校においては進捗率が100%で、あとは竣工検査を残しております。また、利根中学校が約80%の進捗率でございます。

今後の放射線量モニタリングでございますが、児童生徒たちが安全な場所で安心して学校生活を送れるよう、除染後も定期的な測定は必要であると考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 9番今井利和君。

○9番（今井利和君） ありがとうございます。

除染後も放射線量を測定し、子供たちの安全のために努力してくださるようお願いいたします。

次に、子育て支援について町長にお尋ねします。

子育て環境づくりでは、町長の公約である第2子50万円、第3子100万円を支給する子育て応援手当や、中学3年生まで医療費を無料とするなど子育て支援に力を入れているが、現在、放射能除染に伴う多額な費用が支出されており、このような状況の中、子育て支援中学3年生まで医療費の無料化を継続していかれるのかどうかお伺いします。

それともう一つ、通告外ですがちょっとお聞きしたいのですが、今度ウェルネススポーツ大学に入学する生徒が百数十名いると聞いております。その中には留学生もいると聞いていますが、町長の知る範囲内で結構ですので、生徒の数などをお聞かせください。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

子育て支援のご質問でございますが、放射能除染に伴う多額な費用が支出されているが、このような状況の中で子育て支援を継続していくのかということでございます。

まず、子育て応援手当支給制度でございますが、これまでも何度かお答えしているとおり、当事業は平成22年度から町単独事業として実施しているものであります。議員もご承知とは存じますが、内容としましては、平成22年4月1日以降、第2子の子に50万円、第3子以降の子に100万円を、出生した年から15年間に分割して支給し、利根町の子育て支援の充実を図っていくものであります。

今、利根町はもとより日本社会は急速な少子高齢化の進行や、長引く景気の低迷などの渦中にあります。

現在は、昔とは違い核家族化が進んだ家族構成の中、子育て経験のある祖父母などと同居するものが減少し、日々の子育ての中で支援や助言を受け、自然に子育ての力が高まっていくことが難しい状況にあると考えているところであります。

また、若い母親世代は、みずからの兄弟姉妹の育ちを間近で見た経験も少なく、みずからの子育てに自信が持てないと感じる方がふえていると言われており、加えて、周囲からの支援や助言が期待しにくいという状況から、孤立や不安、負担を感じる事が少なくない社会状況にあるとも言われております。

さらに、まだまだ厳しい就労環境の中で、子育てと仕事の両立はさまざまな局面において、依然として容易ではない社会状況があることが現実であります。

このような中で子育てをする親御さんに対して、行政は子供を健やかに育てていくことを支援する役割が強く求められているものと考えております。

現在、これを踏まえ、利根町次世代育成支援対策地域行動計画の後期計画に基づき、子育て応援手当を初め、各支援施策に取り組んでいるところでもあります。

子育て支援につきましては、経済状況が大変厳しい中、お子さんを2人、3人と産んでくださる住民の皆様に対し、少しでもお役に立ちたいと願い、今後も引き続き実施し、内外にPRしていきたいと考えております。

また、子育て支援の一つである医療福祉の充実につきましては、町独自に平成22年度から、茨城県の医療福祉費制度の対象とならない小学校1年生から中学校3年生までに対しまして、段階的に対象者の拡大を図ってまいりました。

今年度、平成24年4月からは、対象者すべてに対し所得制限を全廃にしまして、医療の助成を実施しているところでもあります。このことは、所信表明でも述べておりますが、今後も引き続き実施することで、県一番の子育て環境のよい町を目指していきたいと考えております。

子育ての原点は家庭にあると認識しておりますので、住民の皆様とともに協働し、子育てのしやすい環境づくりを一步でも多く進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、通告外でございますが、ウェルネス……。

○10番（若泉昌寿君） 議長、今井議員の通告外、それを議長の判断で答弁させますと、

今度收拾がつきませんよ。我々もやりますからね。そういう議長の判断で結構ですよ。通告外ですから。

○議長（五十嵐辰雄君） それでは、以上で町長の答弁を終わります。

○10番（若泉昌寿君） この後、だれがやってもそういうことやりますから。

○議長（五十嵐辰雄君） 今井議員に申し上げます。

利根町議会会議規則第61条第2項の規定により、一般質問はその要旨を通告しなければいけません。現在の質問は通告外でございます。ご注意を申し上げます。

○9番（今井利和君） はい、わかりました。

○議長（五十嵐辰雄君） 9番今井利和君。

○9番（今井利和君） ありがとうございます。

本来ならウェルネススポーツ大学の生徒数がちょっと聞きたかったのですけれども……。

○10番（若泉昌寿君） 何であろうと通告外ですから。

○議長（五十嵐辰雄君） ご静粛に願います。

○9番（今井利和君） 町の活性化のためになると思ってちょっと聞きたかったのですけれども、町長、ありがとうございます。

若い人たちが利根町の地域に根差してくれるものと思っております。町の活性化のために、町長、頑張ってください。

次に移ります。学校健診についてであります。

取手市立の小中学校の学校健診では、心電図に異常が見られる児童生徒の数が昨年度から増加していることが調査でわかり、福島第一原発事故との関連を懸念していると報道されました。精密検査で疾患や異常が見つかった子供は、2010年度まで最高0.71%だったのが、2011年度は1.28%、2012年度は1.45%と増加傾向にあり、原発事故との関連調査に加え、心電図検査の回数をふやすことを市に求めるとされています。

利根町では学校健診の結果、何らかの異常があったのかお聞きします。

教育長、担当課、お願いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、学校健診についてお答えします。

学校健診の結果と異常はというご質問でございますが、利根町の小中学生の心臓検診受検者数と精密検査の人数について、過去5年分をお答えします。

心臓検診は、小中学校とも第1学年の児童生徒が対象で受検しております。

まず、小学校でございますが、平成20年度が受検者数138人で要精密検査がゼロ、平成21年度が受検者数105人で要精密検査がゼロ、平成22年度が受検者数116人で要精密検査がゼロ、平成23年度が受検者数126名のうち要精密検査が1人で、検査の結果は管理不要でございます。平成24年度は受検者数110人のうち要精密検査が1人、検査の結果は異常なしでございます。

次に、中学校でございますが、平成20年度が受検者数129人で要精密検査がゼロ、平成21年度が受検者数101人で要精密検査がゼロ、平成22年度が受検者数111人のうち要精密検査が5人で、検査の結果、要管理が2人、管理不要が3人でございます。平成23年度が受検者数125人のうち要精密検査が6人で、このうち5人が精密検査を受検して、要管理が1人、管理不要が2人、異常なしが2人でございます。平成24年度は受検者数101人で、要精密検査が2人、うち要管理が1人、管理不要が1人ございました。

利根町と茨城県全体の要精密者数の割合を各年度で比較しますと、平成23年度の中学校の比率が県の比率と同じであった以外は、いずれの年度も県の比率を大きく下回っております。

また、利根町の小中学校における要管理の発見比率は、過去5年間で、小学校ではいずれもゼロ%、中学校では原発事故前の平成22年が最も高く1.8%で、事故後の平成23年が0.8%、平成24年が0.99%でございます。

この学校心臓検診の結果は、茨城県医師会学校保健委員会内に設けられた茨城県医師会心臓検診委員会で検討されていますが、現在のところ、利根町の子供の心臓検診の結果で何らかの異常が認められるといった報告は受けておりません。

○議長（五十嵐辰雄君） 9番今井利和君。

○9番（今井利和君） ありがとうございます。

放射能のこともありますので、今後とも健診の方をよろしくお願い申し上げます。

次に、少人数学級、教職員定数についてお聞きします。

一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。さきの議会では少人数学級を推進する請願が議会に提出され、賛成多数で可決されました。文部科学白書でも、教員が子供に向き合う時間の確保を図ることにより、質の高い義務教育を実現するためには教職員定数を改善し、少人数学級を推進することが必要とされています。全国町村教育会は、要望事項の中で全国一律の教育機会均等を保障するため、小学校、中学校、全学年35人以下学級の実現を重点要望しております。

文部科学省では、少人数学級の推進では計画的な教職員定数の改善の5カ年計画の初年度として定数改善5,200人の内訳では、35人以下学級のさらなる推進で3,600人の配置予定をしております。

今、いじめ問題特別支援教育の充実では1,700人を予定しています。1月28日の報道では、5カ年かけて全公立小中学校の35人学級を導入することとしていた計画の実施を、下村文部科学省は見送ると発表しております。今後、文科・財務両省で検討し、早く実現できるように努力するとのことですが、少人数学級を国際的に見ると、児童生徒数で比べれば、小学校ではOECDは21.3人、日本は27.9人、中学校ではOECDは23.3人、日本は32.8人、フィンランドでは外国語はさらにその半分の学級編制にしています。

学級編制、教員改編など、詳細は大半が都道府県の裁量に任せておりますが、お聞きし

ます。

一つ、少人数学級推進の現状と茨城県独自の学級弾力化による職員の加配についてどのように考えているか。

二つ、低中学年における国際理解教育（英語活動）の教員の加配は。また、授業時間の倍増は可能かどうか。小学校1年・2年生の授業時間をどこで何時間程度とっているのか。また、ALTがかかわる3年・4年生の英語教育、国際理解教育はどこで何時間程度とっているのかお聞きします。

教育長、担当課、お願いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、少人数学級と教職員定数についてお答えします。

まず、少人数学級の現状と茨城県独自の学級編制弾力化による職員の加配についてでございますが、文科省においては、新公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案がございます。これは、平成23年度から8カ年で、現在の40人学級を35人と30人学級にするものでございます。

現在のところ、小学校1年生が35人学級に定数改善されております。小学校2年生につきましては、茨城県方式の学級弾力化によって35人学級が実施されております。

これに該当するのは文間小学校の2年生でございまして、児童数が37人で2学級となり、教職員が1名加配されております。

また、中学校では1学年が学級編制弾力化を実施しており、35人学級となっております。これによって、学級数がふえた場合には、教職員と非常勤講師が加配されます。

また、小学校3年生と4年生には、「楽しく学ぶ学級づくり」と称して、36人以上の学級には非常勤講師が配置されております。

今年度の加配職員は、小学校に2名、中学校に2名が配置されております。

25年度は小学校に2名、中学校1名ということで、現在、県の方から通知がございます。

次に、小学校における英語活動についてのご質問でございますが、議員もご存じのように、平成23年度より小学校において新学習指導要領が全面実施され、小学校第5、第6学年で年間35単位時間の外国語活動が必修化されました。外国語活動においては、音声を中心に外国語になれ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標としてさまざまな活動を行います。

利根町におきましては、年間指導計画、並びに1時間ごとの指導計画を作成し、それに基づいて指導の充実を図っているところでございます。現在、小学校3校にALTを1人配置してネイティブスピーカーから本物の英語を聞いたり、コミュニケーションをとったり、その活用充実に努めております。この英語活動に対する加配措置は現在ございません。

ご質問の低中学年における英語活動につきましては、国際理解教育として教育課程内の

総合的な学習の時間や特別活動の時間、あるいは裁量の時間等を使いまして年間約10時間から20時間ほど費やして学習しており、いずれの時間もALTの活用を図っております。

また、授業時間の倍増は可能かということですが、限られた時間数の中で、教育課程全般を消化しなければなりませんので、時間内の倍増は非常に難しいと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 9番今井利和君。

○9番（今井利和君） ありがとうございます。

英語の時間は、多ければ多いほど、低学年の子供たちはなれ親しむのではないのでしょうか。英語授業のさらなる倍増をお願いして次の質問に入ります。

体罰・いじめについてお聞きします。

いじめの社会問題や少年による重大事件の続発、小中学校における暴力行為の発生件数の増加や児童生徒の問題行動など、教育上の大きな課題となっています。柔道全日本女子監督の暴力行為による辞意、結果を出すための行き過ぎた行為、バスケットボール指導員の名門校では勝利至上主義での体罰、保護者間では全国大会に出るために顧問を続けてほしい、精神が強くなった、技能が上達した。スポーツの顧問を20年務めている先生、保護者のアンケートでは、体罰は必要ないが約70%、体罰は多少必要が約30%の保護者の考えがあると聞いております。体罰についてお聞きします。

一つ、利根町の体罰の現状について。

二つ目、体罰に対する通知等は来ているか、また、教職員に指導されているか。

三つ目、教育委員会ではどのようなことが話し合われているのか、教育長、担当課にお聞きします。

いじめについてお伺いします。

一つ、いじめ解消サポートセンター利用の周知はしているのか。また、センターとの連携を図っているのか。

二つ、茨城県内におけるいじめ件数は。

三つ、利根町での相談件数は。

最近、体罰に対してアンケートをとったみたいなのですがけれども、その結果を教えてください。ただあればありがたいのですがけれども。

○議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、体罰・いじめの質問についてお答えします。

まず、利根町の体罰の現状についてでございますが、平成19年に私が教育長に就任して以来、現在に至るまで、体罰による教職員の処分は1件も発生してございません。

次に、体罰に関する通知等の有無と教職員への指導についての質問ですが、昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生したのを受けて、茨城県教育委員会教育長より通知が来ております。

児童生徒に対する暴力行為や体罰については、学校教育法で禁止されており、いかなる

事由があっても行ってはならない行為であります。これまでも、体罰については注意を喚起してまいりましたが、今回の事件を踏まえて、改めて教職員に周知し、事故の未然防止に当たるようにとの通知でございます。直ちに各学校長に通知し、教職員等の指導に当たっております。

また、平成24年度体罰根絶に向けた運動部活動指導者研修会開催の通知を受けまして、利根中学校の部活動担当教諭を参加させております。

次に、教育委員会ではどのようなことが話し合われているかでございますが、ことし1月の教育委員会定例会で、この体罰問題について話し合いを行っております。

内容につきましては、学校教育法第11条で規定されている児童生徒の懲戒・体罰に対する考え方についてでございます。

学校教育法では、教育上必要があると認められるときは、児童生徒に懲戒を加えることができるがありますが、体罰を加えることはできないとあります。

体罰とは、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても身体に対する侵害（殴る、けるなど）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座、直立等特定の姿勢を長時間保持させるなど）である体罰は行ってはならないと規定されております。

この懲戒と体罰についての判断をすることが非常に重要であり、単に懲戒を受けた児童生徒の保護者の主観的な言動によって判断するのではなく、児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったか等の観点から、慎重に判断しなければならないこと。また、今後も教育委員会は、学校に対し体罰禁止の趣旨を周知徹底し、各学校の教職員の意識向上が図られるよう指導するとともに、体罰を行った教員については厳正な対応をしていくことなどを話し合っております。

次に、いじめについてのご質問にお答えします。

まず、いじめ解消サポートセンターについてでございますが、県の教育委員会では、昨年10月から県内各地区の教育事務所ごとに、茨城県いじめ解消サポートセンターを開設しました。保護者並びに各小中学校の児童生徒には、周知カードとリーフレット等を配布して、いじめに関する相談や情報提供を呼びかけております。

現在、サポートセンターと連携を図って活動しているところでございます。

次に、茨城県南におけるいじめの件数でございますが、平成25年1月20日の時点で、相談・情報提供の件数は、相談が26件ほど寄せられております。

次に、利根町での相談件数でございますが、サポートセンターに相談が寄せられていると当該教育委員会並びに学校と連携して、児童生徒と保護者への助言と支援に当たります。相談の内容によっては、警察OB、臨床心理士、社会福祉士等の専門家が教育委員会と学校に派遣されます。幸いにも利根町においては、現在までこのような事案は発生しておりません。

○議長（五十嵐辰雄君） 9番今井利和君。

○9番（今井利和君） 体罰、いじめが起こらないように、再度指導してくださるようお願いして次の質問に入ります。

道徳教育についてお聞きします。

社会環境や生活環境の急激な変化が子供の心身の健康に大きな影響を与えており、学校生活において生活習慣の乱れ、いじめ、不登校などの心の健康問題があらわれているのではないのでしょうか、お聞きします。

一つ、道徳教育を充実する考えは。

二つ、中学校へのスクールカウンセラーを配置する考えは。

三つ、放課後子ども教室推進事業（文部科学省所管）と放課後児童健全育成事業（厚生労働省所管）の一本化の実現は可能かお聞きします。

○議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、まず道徳教育についてお答えします。

まず、道徳教育を充実するかという考えでございますが、道徳教育は学校教育全体を通して道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことであります。道徳の時間では、全学年の全学級が週1時間の単位時間の中で授業を行っており、道徳教育のかなめとして「自分自身に関すること」「他人とのかかわりに関すること」「自然や崇高なものとのかかわりに関すること」そういったものについて、年間計画のもとに指導に当たっております。

近年、子供たちの規範意識の低下や基本的な生活習慣の乱れなどが指摘されております。学校教育活動の中で学んだことが、実生活の実践において成果が出ているかなど、学校評価アンケート等を通して把握し、改善しているところでございます。

また、現在は実践意欲や態度の育成のため、集団宿泊学習やボランティア活動、自然体験などの体験活動の充実を図っているところでございます。

次に、中学校にスクールカウンセラーを配置する考えでございますが、既にスクールカウンセラー1名を県より中学校に派遣していただいております。必要に応じて小学校へも出向いております。そうした中で、児童生徒が抱える諸問題について、適切な指導助言を行い、問題の早期発見と早期解決に努めているところでございます。

また、児童生徒たちの悩みや不安などのストレス解消の時間と場所を確保するなど、スクールカウンセラーによる相談体制を整備したことによって、多様な問題の防止に効果を上げております。

続いて、放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業の一本化の実現は可能かとのご質問でございますが、まず、制度についてご説明いたしますと、放課後子ども教室は、1年生から6年生まで全部の小学生を対象にして、放課後に小学校の余裕教室を利用して学習支援やスポーツ、文化活動等のさまざまな体験活動等を提供し、子供たちが地域社会の中で心豊かに健やかにはぐくまれる環境づくりを推進するものでございます。

また、児童クラブにおきましては、町内の小学校に就学しているおおむね10歳未満の1年生から3年生までの児童のうち、保護者が自宅外就労等の理由で昼間留守家庭となる児童を対象に、学校の授業終了後に遊びを中心とする生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的に行っております。

児童をお預かりするという点では共通しておりますが、事業の目的は互いに異なっており、また、開級時間や開級日についても、子ども教室は金曜日及び学校の休業日が閉級日となっている一方で、児童クラブは金曜日、夏季休業日などの長期休業日は開級しているなど大きな違いがあります。

児童の対象学年につきましても、児童クラブは原則1年生から3年生までとしているのに対し、子ども教室は1年生から6年生まで利用できるようになっております。

また、子ども教室には、子供たちの安全を図る安全管理員、学習計画の作成等を行う学習アドバイザーを配置し、児童クラブには、子どもの指導に当たる指導員を配置する必要があるほか、子ども教室と児童クラブのそれぞれに定められている基準を同時に満たさなくてはならず、課題が多いというのが現状でございます。

しかし、以前に福祉課と障害学習課の話し合いによりまして、体験活動や交流活動の一部で連携活動を展開しようと打ち合わせを行い、現在一部において連携活動を実施しております。

今後におきましても、制度が変わらない限り、一本化は難しいものと考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（五十嵐辰雄君） 9番今井利和君。

○9番（今井利和君） ありがとうございます。

道徳教育が充実すればいじめなどはなくなると思っています。

これで私の質問を終わります。

○議長（五十嵐辰雄君） 今井利和君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後2時05分開議

○議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者、3番船川京子さん。

〔3番船川京子君登壇〕

○3番（船川京子君） 2番通告、3番船川京子です。

傍聴席の皆様には、お忙しいところお運びいただき、心から感謝申し上げます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、ゲートキーパー養成事業の取り組みについて伺います。

現代社会を取り巻く環境は、近年、急激な多様化が進み大きく変化をしています。私たちは、その環境の変化にみずからを順応させ、調和をとりながら生活をしているのが大半ではないかと思えます。そのような状況の中で、さまざまな不安や心配ごとなどストレスを抱え、なかなかだれにも相談ができず、うつ状態になってしまう人がふえていると感じます。さらには、先の見通しに希望を失い、みずから最悪の結末を引き起こしてしまうという悲しい現実もあります。

平成24年版自殺対策白書によると、その数は平成10年から平成23年までの14年間連続して全国で3万人を超えています。ここ茨城県でも、平成23年には700人を超えるという状況でした。昨年、平成24年は15年ぶりに全国で3万人を下回り2万7,766人、茨城県では627人と減少は見られるものの、まだまだ考えられないくらい多くのとうとい命が失われています。

警視庁の調査によると、その原因はうつ病など精神的な病に起因するケースが非常に多く、その背景として、長引く経済の停滞や雇用の悪化などが指摘されているところです。それに加え、健康問題や家庭不和、また個人の居場所での人間関係など、複数の要因が複雑に絡み合いうつ病を発症した末、みずから命を絶たれた人が最も多いと見られています。

平成18年に施行された自殺対策基本法には、国、各自治体及び医療機関、事業主、学校などが連携を図り、国民の心の健康の保持にかかる体制の整備や、また防止等に関する人材の確保、行政及び資質の向上に必要な施策を講ずることなどが明記されています。

町の取り組みとしては、相談事業を懇切丁寧に行い、こどもホットラインの周知や健康カレンダーの作成、また、クリアファイル等防止グッズの作成及び配布、セミナーの開催、そして広報とねや町ホームページなどによる町民の皆様に向けての情報発信など、防止に対する啓発、広報事業に力を入れていただいています。

中でも茨城県地域自殺対策緊急強化事業の一つとして取り組まれたゲートキーパー養成講座は、心の健康対策において大変効果の期待できる事業であると考えます。

ゲートキーパーとは、日常生活の中で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守ることを役割としています。このように、命の門番とも言えるゲートキーパーの養成に、町として今後もぜひ力を入れ取り組んでいただきたいと思います。すぐに結果が目に見えるという事業ではないかもしれませんが、気づきや声かけの意識を持つ人がふえることは、防止に向けて効果の期待できる取り組みであると思います。

しかし、その一方で、茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例には、平成25年3月31日限り、その効力を失うと明記されており、継続に対する町として経費面での課題も見えています。このような背景を踏まえ、ゲートキーパー養成事業の継続における町の方向性をお伺いいたします。

さらに、ゲートキーパーの養成において、募集に対する町民の皆様の反応及び受講された方の人数と、その後の活動状況も重ねてお伺いいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 船川京子さんの質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、船川議員のゲートキーパー養成事業の取り組みについてというご質問にお答えをいたします。

ゲートキーパー養成事業の取り組みについてですが、町としましては、平成22年度より継続してこの事業を実施しているところでございます。

ご承知のとおり、ゲートキーパーとは自殺予防において使われる言葉で、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ見守る人のことを指します。

利根町では、「利根町いのち支え隊」という名称で平成22年より養成を開始しており、今後も継続していく予定でございます。

当町におきましても、毎年数名の方がみずから命を絶っていることから、地域の皆さん一人一人にゲートキーパーの役割を理解していただき、「利根町いのち支え隊」として活躍していただけることで自殺者数の減少につながっているものと考えております。

平成22年度は町職員全員、平成23年度は一般募集及び民生委員の皆様を対象に、平成24年度はボランティアの代表者の方々及び町内外の教職員向けに実施し、受講した人数は総勢で260名を超えております。

受講者の方々は、養成講座終了後「気づき」「つなげる」を実践しており、保健福祉センターにつながる相談者もふえております。

今後も、一人でも多くの町民の皆様は自殺予防に対する正しい知識を持っていただき、一人でも多くの命を守っていくためにも、養成事業を行ってまいりたいと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 事業として継続していただけるということは、自殺予防に対して期待が持てることだと思います。

そこでお伺いしたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、補助金の対応が不透明な中、今までと同じような内容で継続していくのは難しい現実があると思いますが、内容の工夫などはどのように考えているのでしょうか。

○議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） お答えします。

補助金の継続性につきましては、県より明確な回答は得られておりませんが、ゲートキーパー養成につきましては、今後も継続して実施したいと、現在このような方向で進んでおります。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 継続していただけることはよく理解いたしました。そこで、もう一度お尋ねします。

今まではそれなりに立場もあり、経験もある方を講師などでお迎えしていたと思いますが、そのような同じ形の継続は少し難しくなるのではないかと思います。そんな中で内容面、どのように工夫されていくのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 25年度当初、今、考えておりますのは、区長会の総会時に職員によりまず説明を入れるという考えを一つ持っております。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） はい、わかりました。

それでは、今、課長の方からの受講対象が区長ということでよろしいのですか、確認させていただきます。

○議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 現在は、当初にはそのように考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 今後、受講者の募集及び対象はどう考えているのかお聞かせください。

○議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 講師につきましては、現在、検討中でございます。これは補助金の関係がありますので、今まで3年間にわたりまして行政講座を開催してきたところですが、このような内容の講座につきましては、参加される方が少ないのが現状でございます。そういったところでいろいろな団体に要請をしまして、各ボランティア団体、それから、民生委員など、いろいろな方々に声をかけながら継続していきたいと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） ありがとうございます。

このゲートキーパーの心得やゲートキーパーQアンドAなど、私も幾つか内容を学んでみました。たったそれだけでも、本当に心構えや意識が大きく変わりました。私も多くの町民の方とかかわらせていただく機会も大変今はふえておりますので、私自身もぜひこのゲートキーパーの講座に参加させていただきたいと思います。

また、今後も長くこの事業が継続していただけることを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

こころの体温計導入についてお伺いいたします。

先ほど、町で行う心の健康対策における事業の一部を示しました。その内容は、高い評価を受けるところであると思います。しかし、この取り組みがどのくらいの町民の目にとまり、効果を発揮できているのかを考えると、大変気になるところです。

また、私たちを取り巻く社会環境にも触れました。そんな状況の中、今、多くの自治体

で個人の心の健康を確認するメンタルヘルスチェックの取り組みが進められています。

例えば、うつ症状がある9割以上の人に不眠の症状が見られることから、眠りに関する自己点検シートを全戸に配布した町もあります。これら個人におけるメンタルヘルスチェックの方法の一つに、インターネットのホームページにこころの体温計というものがあります。自治体のホームページにアクセス窓口を設け、パソコンや携帯電話などから簡単にアクセスができます。

画面上にあらわれる質問に答え、指示に従って進むと、利用者の心理が判定されます。質問内容は人間関係や生活の充実度など13項目に分かれています。結果は、利用者に例えられた水槽で泳ぐ赤い金魚が画面上にあらわれ、その状態によって心理の判定が行われます。

利用者の落ち込み度にあわせて水槽の水は濁り、利用者自身を示す赤い金魚にはストレスの度合いに従ってばんそうこうが張られたり、包帯が巻かれたりします。また、金魚をねらうネコの位置や表情、水槽の中の水草の弱り方など、複数のキャラクターによって社会的ストレス度が示されます。このように、利用者は自分の心理状態を視覚的に確認することができます。

このほか、身近な家族を判定する家族モードや育児ストレスなどが調べられる赤ちゃんママモードなどもあり、それぞれの結果判定の画面から、自治体などの専門相談窓口や専門病院など、利用者が必要とされるであろう連絡先が紹介される画面へと続きます。

さらに、こころの体温計の内容における今後の見通しとしては、項目を充実させていく予定があるとも聞いています。

また、メンタルヘルスの相談に関しては、相談者自身が躊躇して一歩がなかなか踏み出せないケースや、ときには家族が変化に気づいても本人に専門家への相談を受けさせることが困難なケースもあります。さらに、自分自身のこととなると、居住地での窓口を避け、他行政の相談会や電話相談などを利用する傾向も見られます。こころの体温計の相談窓口や連絡先の紹介画面には、このようなケースに対する配慮もなされています。

統計によると、みずからとうとい命を落とす各年齢の推移は、10代、20代を含む若い年代に高まる傾向が見られます。こころの体温計を町のホームページに導入し、広く町民に周知することで、パソコンやスマートフォン、携帯電話などからいつでも気軽にゲーム感覚で、個人のストレス度や落ち込み度の判定が見られます。心の悩みを抱える若者やその家族にとっては非常に利用しやすいものであり、心の病の早期発見、早期治療の促進に大きな効果が期待できると思います。

さらに、こころの体温計は、現在、全国的に広がりを見せ、茨城県においても7市3町1村が導入しています。

お隣の河内町でも、平成24年9月から河内町ホームページにて開設されました。その河内町におけるデータを見ると、河内町ホームページへのアクセス数は平成24年12月に8,278

件、それに対し河内町こころの体温計には7,081件ありました。ことし、平成25年1月はホームページに3,416件、こころの体温計には1万1,972件、先月2月はホームページに7,250件、こころの体温計には1万4,126件のアクセスがありました。

この1万件を超える高い数字は、利用者による複数回の利用もカウントされています。しかし、パソコンからだけではなく、QRコードで携帯電話やスマートフォンからも簡単にアクセスができるため、学生など若年層も含めた幅広い年代の方たちが利用しやすいことが要因に上げられると思います。

また、多くの町民の方たちが、自分の心の健康状態に対し高い関心を持っていることも示していると推測できます。

利用回数の多さを予測できることは、その効果や影響にも期待が持てると考えます。この命を守る心の健康対策の一つとして、こころの体温計の導入についての町の見解をお伺いいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

こころの体温計の導入についてのご質問でございますが、こちらは、現在の健康状態や人間関係等のストレス度をパソコンや携帯電話で手軽にメンタルチェックができるシステムということでございます。船川議員ご指摘のとおりでございます。

このシステムを導入している市町村も県内にはございますが、町としましては、それらにかわるものとして、毎年3月末に全戸配布しております「こころの健康づくりカレンダー」を初め、広報とねやホームページなどで、心の健康に関する周知、啓発活動を積極的に行っているところでございます。

また、自殺予防の一端を担っていただくために、先ほど申し上げましたとおり、平成22年度より自殺防止支援対策として、利根町のち支え隊の養成事業を行っているところでございます。

今後は、啓発の中でさらに手軽に心の健康チェック等を行えるよう、チェックリストなどをホームページや広報とねに掲載するとともに、こころの体温計の導入につきましては、近隣市町村の住民の利用状況を考慮し検討してまいりたいと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） それでは、お伺いします。

このこころの体温計について、これまでに調査をされた経緯があると聞いておりますが、その時点で導入を見送られているようですが、その理由をお伺いしたいと思います。

○議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 導入におきましては、確かに検討してきた経緯がございます。簡単にアクセスはできるものの、どれだけの方が医療機関等につながっていくのか、実態が把握できないということ。それから、先ほど申しましたとおり、補助金

が不透明になったことで見送った経緯があるところでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 確かに、費用の面で見送らざるを得ない部分もあるかもしれませんが、このころの体温計の導入において、かかる費用はどのくらいか示していただけませんか。

○議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） このころの体温計の費用ということでございますが、資料を取り寄せたところ、安価でできるということで見積もりはとっております。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） それでは、このころの体温計を導入するに当たり、費用の面においては安価という認識をお持ちだと理解してよろしいでしょうか。

○議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） どこまでが安価というのがちょっとあれですが、金額的には安価ということでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 先ほど、この導入をして、例えばアクセスをしたとしてどのぐらいの人が医療機関につながるかどうか、その数字を把握することが難しいので見送ったと、そういう答弁をいただきましたが、その数を知る必要があるのかなと、私は思います。

というのは、例えば少し元気がなくなってきた人がこのころの体温をはかり、ストレスの解消を心がけるような場面ができたとしたら、利用者にとっても、行政にとっても大きな効果であると思います。私自身もこのころの体温計で自分の心をはかってみました。

例えば私のような主婦が体温をはかり、少し元気がなくなっているなどと思ったら、気の合うお友達とお茶でも飲んでストレスを発散しよう、そう思うかもしれません。また、私自身、家族の心の体温もはかってみました。それぞれ主人や子供の体温をはかったところ、判定として得た結果は、私自身の家族に対する態度を改めようと、そう感じました。

このように、利用者にとっては単に医療機関につなげる、専門機関につなげる、それだけの効果ではないと思います。この防止に向けての有効なサービスになると期待をしているこの点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 議員見ていただいたかどうかちょっとあれですが、3月4日に保健福祉センターにおきまして自殺予防月間ということもありまして、町のホームページに、私どもは18項目の自己診断チェックシートということで掲載してございます。

このころの体温計を導入しなかったということもありまして、ここでは18項目で点数によりまして判定される、そういったことによりまして紹介するホームページにもつながるよ

うな形で掲載しております。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 紙媒体により全戸配布していただいたというお話がありましたが、それもやはり経費のかかることであると思います。このころの体温計の初期設定費用及び内容を選択していくカスタマイズ費用、それも含め、また、月々の運営費も含めて、その差異がどのくらいになるかというのもここではっきりした数字を提示するのは難しいかと思いますが、このころの体温計のメリットは、そういった紙媒体でやっていただく、また、このころのカレンダーを配っていただく、そういったこととはある意味視点の違う内容であると思います。

というのは、おうちに来た広報とねは多くの町民の方がごらんになってくださっている、そう信じたいところではありますが、若年層の方の目にどのくらいとまっているのだろうか。また、学生や、今は生徒も携帯電話を持っている時代になってきました。そんな人たちがどのくらい目にしているのか。

その人たちがQRコードで簡単に入ることができる。若い子たちは、思春期だとちょっと表にいろいろなことを出しにくい状況があると思います。そんな中で、おもしろ半分だとしてもこのころの体温をはかり、何とか元気になろうと努力をするかもしれない。だれかに何かを打ち明けるかもしれない。確かに目には見えないかもしれませんが、そんな単に医療機関につなげるというだけではなく、幅広い方に少しでも何かの形でプラスになる小さな追い風、そんな効果が望めるのではないかと私は考えていますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 導入につきまして、実際に先ほども申し上げたとおり、アクセスされ、どれだけの方が安心され、また専門の医療機関につながったか、このような状態の把握がつかめないというのも一つあります。導入については、もう少し検討させていただければと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） わかりました。専門機関につながるかどうかはデリケートな問題でもありますし、そこを把握する必要のために導入を申し上げているのではありませんので、そこは1点、確認したいと思います。

それでは、このころの体温計について町長にお伺いしたいと思いますが、昨日、今定例会における冒頭、町長は「町政は最大のサービス組織であり、最大のサービス機関であることを理念としている」との姿勢を示されました。町民の皆様にとっては大きな期待を寄せられる態度であると感じました。

そこでお伺いしたいと思います。このころの体温計を導入することで、若い世代にとってはQRコードで直接侵入できることは魅力であり、余り行政に興味を示されない年代

層の人であっても、利根町こころの体温計から町のホームページにリンクし、少しでも行政とつながれる可能性も見えてくると思います。また、多くの町民が集まるイベントなどで配布するクリアファイルも、広報啓発活動においては大変に有効であると思います。

しかし見落としとしてはいけないのは、人の集まる場所に足が向かない人たちではないかと思います。その人たちが、1人で身近な媒体を使い気軽にアクセスできることは、メリットの一つではあると思います。

そこで、もし自分だったら元気がないとき何ができるだろうと考えてみました。また、うつの経験がある知人にも何人かに意見を聞いてみました。本当にだれにも会いたくない、何もしたくないときでも、携帯だけは手元に置いておいたという人もいました。また、つらいときは、とてもそれどころではなかったという人もいました。症状や状態には複雑な個人差があると思いますが、たとえ小さなきっかけでもサービスの提供が行われているならば、どこかにつながる可能性はあります。なければゼロです。

現在、250万人とも300万人とも、見えないうつ症状を抱えている方がいらっしゃるとも推定されております。しかし、受診率はたったの2割にも満たない現状です。そんな中で心の病は何と言っても早期発見、早期治療が症状の改善に大きく影響を与えることは広く認識されているところです。そのために少しでも効果が期待できる町民サービスの実施に向けては、実現の方向を探るべきだと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

このこころの体温計でございますが、実際に導入するに当たっては、初年度に5万円を払い、その5万円というのは加入金みたいなもので、それだけで済むのですけれども、今度月に1,800円、12カ月で2万1,600円、財政的な負担はこれだけであるということで認識はしております。

ただ、このこころの体温計以外にも今はいろいろ出ているんです。それと、先ほど課長の方から言ったように、町のホームページでチェック機能をのせたと。ただ、町の方はこころの体温計と違って、これは私の考えではゲーム感覚で若い人がやっている、アクセスしているというのが相当数いると思います。そういうことも考えて、また、ことしの7月ごろにはまた違う媒体ができるということも聞いておりますし、同じ財政負担をするのであれば、町のホームページをまんがチックにするとか、また違う媒体を7月ごろ、今でもこころの体温計ばかりでなくてほかでもチェックできるものもあります。そういうものを全般的に考えて、最終的には自殺する方が少なくなるというのが最終目的でございますので、どれがそういうものにつながっていくか、それを検討していきたい、そのように考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） ありがとうございます。

確かに町長がおっしゃるように、どんな形ででも対応できる、要するにつながっていくということが私も一番大事なことだと思います。ただ、ホームページの内容を充実させていただくことは大変望ましいことではありますが、それはホームページにアクセスをしなければつながることはできません。でも、このころの体温計は、このころの体温計から町のホームページにつながり、充実させていただいたホームページの内容に触れていくことができます。これは、先ほども申し上げましたが、一つ大きなメリットだと考えています。

それともう一つ、確かに最終的に自殺防止、うつ病対策、これが一番大事なことは言うまでもありません。けれど、そこに行かない前に、自分自身が元気がないときに、ちょっと見てみて元気になれるように努力をする、この追い風も私はとても大切なことだと思います。

町長おっしゃったように、検討していただけるということで、ほかの内容でこれ以上に効果が期待できるものがあれば、確かにその方がベターであり、町の選択肢としては一番有効だと考えます。どうか調査、研究を進めていただき、よい方向を示していただけることを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

こころの健康対策における課題と今後の取り組みについてお伺いいたします。

先ほど申し上げましたように、全国でみずからの命をなくされた方が3万人を超えてしまうという悲しい現実が、平成10年から平成23年まで14年間も続きました。私たちの住んでいるこの地域、利根町においても決して例外ではないと思います。自殺対策基本法が施行されてから、ことしで7年目となり、この数年間、町民の皆様の心の健康を保持するため、さまざまな角度から啓発事業に取り組み、町としては課題や傾向、力を注ぐべき方向なども見えていると思います。この心の問題に関しては、今後もさまざまな角度からの啓発、多様な情報の発信、広報が必要であると大変に強く感じます。

町としての心の健康対策における課題と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

こころの健康対策における課題と、その課題に対する今後の取り組みについてでございますが、議員ご指摘のとおり、平成24年の自殺者数は2万7,766人、15年ぶりに3万人を下回りました。

当町におきましては、前年度と比較すると暫定値ではありますが、3名増の6名の方がみずからの命を絶ってしまっている状況でございます。

平成22年度より地域自殺対策緊急強化事業として、こころの健康づくりカレンダーや町内小中学校に対しては「こどもホットライン」の記事を掲載したファイルの配布等を行うことでの啓発活動、また、自殺予防の人材育成事業として、先ほどから申し上げております利根町のいち支え隊の養成講座を開催しております。

また、現在、月に一度の専門相談員による精神相談の日を設けております。

今後も引き続き、相談体制の充実に力を注ぎ、専門職による相談日の確保、人材育成及び啓発活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 今、課題と取り組みについて答弁をいただきましたが、町長もはっきり命を失われた方の人数をおっしゃってくださいました。このような最悪の結果の背景には、少なからず孤独が存在するのではないかと思います。

先ほども触れましたが、人の集まる場所になかなか出て来られない方たちに、この人たちに光を当てていかなければ、具体的な防止の道は遠のくのではないかと考えます。このように顔の見えない方たちに対して、どのような働きかけを考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（五十嵐辰雄君） 保健福祉センター所長岩戸友広君。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） この事業は、平成22年度より国の施策におきまして、自殺対策緊急強化事業としまして行われておりますが、心の問題につきましては、健康問題、不況、失業、若者の就職困難など、多種多様な社会問題が大きく関与していると思われまます。先ほど町長が申し上げたとおり、同じ負担をするのであれば、よりよいものについて検討していくということで、一つ課題として残っておりますが、引きこもっている方、心に病を持ちながら毎日を送っている方々に対して、いかに気づき、声をかけ、つなげるかが重要であり、そのためには、先ほど町長の答弁にもございましたが、一人でも多くの町民の皆様は自殺予防に対する正しい知識を持っていただきたいと、このように考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） ありがとうございます。

それでは、この人の集まる場所になかなか出て来られない方たちに対する働きかけ、これをぜひとも充実させていただきたい、そのように考えております。

県下でも最も早く救急医療情報キットを利根町は導入してくださいました。その救急医療情報キットは、本来ならば余り使わない方がベターだと思います。しかし、それを届けてくれる民生委員、おうちの中まで入り、個人情報もありますけれども、いろいろな内容の話を聞いてくれ、私がある日中独居のご婦人の方のお宅に伺ったときに、「実は船川さん、民生委員さんが来て本当に丁寧にいろいろなことを聞いてくれた。それだけでなく、今、私のいるこの状況もよく聞いてくれた。本当にうれしかった、心強かった」、そんな声が聞かれました。

救急医療情報キットも、目的は確かに救急隊員に対する提供かもしれませんが、効果はそれだけではないと思います。これも、今、町で行っていただいている、なかなか顔の見えない方たちに対する一つの働きかけになっていると思います。

先ほどの話に戻りますが、ゲートキーパーも一番身近な家族に気づいていても、なかなかつなげられない現実があります。そういった方たちにとって、ゲートキーパーの役割を認識することで、一番身近な家族の変化にいち早く気づける可能性が出てきます。こころの体温計も、なかなか一歩踏み出せない人が、ちょっとしたきっかけでどんな形で何が開けるか、それはわかりません。だけど、わからなくても可能性がゼロでないというところを、ぜひ見ていただきたい、そんな思いでいっぱいです。

以上でこころの健康対策の質問を終わらせていただき、最後の出前講座の質問に移らせていただきたいと思います。

出前講座の設置及びシステム化に向けての準備における進捗状況についてお伺いいたします。

この内容については、昨日も町長が少し紹介してくださいましたが、改めて伺いたいと思います。

行政が行う出前講座とは、自治体などであらかじめ用意してある講座メニューの中から、住民が興味のある内容の講座を選び注文をします。各メニュー担当課の職員は、注文された町民グループの指定した会場に出向き講座を開きます。この出前講座の設置及びシステム化については、平成24年第2回定例会にて質問いたしました。

そのときいただきました答弁の中で「町民のニーズにこたえられるようなメニューを研究し、ホームページなどで掲載して、同じ目的や悩みを抱えている方々が学習できるような環境をより一層進めていきたい。行政職員が講師となることにより、町民の意見や要望が直接聞け、今後の行政サービスにも生かしていける」と、町の考えを示されました。さらに、現場での課題を検討しながら、庁議にて全課長と協議を進めていくと、町としての方向性も示されました。

出前講座の創設は新事業でありますし、システム化にはほぼ全課が関係することもあり、準備や調整には大変時間がかかると容易に想像できます。現在までに、この出前講座の設置及びシステム化に向けて形態やサービス開始時期など進捗状況をお伺いいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、出前講座のご質問にお答えをいたします。

現在までの出前講座の設置及びシステム化に向けた準備の進捗状況とのことでございますが、議員ご指摘のとおり、昨日の所信表明の中で一部触れたところでございます。

現在準備中の出前講座は、町民などの皆様が主催する学習会や会合に、町職員が講師として希望された会場に出向き、町の施策や諸事業などについて、職員の専門的知識に基づいた講座を開催することで、町民の皆様方の町政に対する理解を深めていただくというものであります。

現在までの進捗状況を申し上げますと、昨年6月定例議会終了後ですが、各課に出前講座の内容について、講座メニューの洗い出しの検討を依頼しました。各課で検討を開始

し、その後、検討結果の報告がございました。その時点で32項目の講座メニューが洗い出されました。

その後、7月の庁議において、その講座メニュー一覧や、ほかの市町村の広報紙、また実施要綱の素案等を会議資料に、実施検討の協議を行っております。

そのときは実施検討の協議の場でありましたので、実施の方向性を打ち出すにとどめ、各課に対しては、今後実施するに当たり、意見や問題点があれば後日報告するよう指示をいたしました。

その後、講座メニューの内容修正や意見などもあり、要綱の内容の調整や法制の点検等を重ねております。

1月に実施要綱案が完成し、2月の庁議でその実施要綱案と講座メニュー、最終的には30項目を正式に決定をしております。4月には、広報紙やホームページなどで周知することにし、6月から本格的に申請受け付けを実施する方向で、現在準備しているところでございます。

町民の皆様の中には、「一人では役場に聞きに行けない」とか、「役場まで行くには足がない、足が重過ぎる」などといったように、何らかの理由や事情で知りたい情報が得られない方もいらっしゃるであろうと思います。

利用者の方は、申し込みをしていただく必要がございますが、こちらから出向くことで利便性の向上にもつながると思いますので、ぜひ注文をしていただきたいと思いますと考えて、願っているところでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） ありがとうございます。

いきなり30メニューが決定したということを知って、大変しみない思いでおります。

そこでお伺いしたいと思いますが、この一講座を受講できる人数は、今、何人ぐらいと考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

○総務課長（師岡昌巳君） それではお答えいたします。

講座開催の条件でございますが、対象者等は町内に在住、在勤、または在学する者ということでございまして、受講者数でございますが、1講座につき10人以上ということで要綱の方を設定してございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 10人以上と、確かに現在行われている他市町村の出前講座を見ると、10人とされているところもあれば、5人とされているところ、また少し幅を持たせたような表現を使っているところもあるかと思いますが、利根町の人口規模、また個人的に利用したいと思う方の立場に立ったときに、10人の同じ思いを持っている人たちを集めるというのは結構ハードルが高いような印象を持ちますが、この点についてはどのようにお

考えでしょうか。

○議長（五十嵐辰雄君） 総務課長師岡昌巳君。

○総務課長（師岡昌巳君） この10人の設定でございますが、一番問題としていたところ
でございます。他の市町村のホームページ上からの収集ですが、この近隣では龍ヶ崎市だ
けが5名以上、他の県内の市町村、ホームページ上で調べた中では残りは10名以上という
ことで、町でも10名程度とか、そういったところで最初考えたのですが、法制上、規則等
にはちゃんとした人数をのせるということで、10名以上ということで決定したところでご
ざいます。

○議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） わかりました。

確かに一つ区切りをつけなければいけない必要性はよく理解できるところであります。
しかし、現実6人ぐらいのお友達とお茶を飲んだり、10人の仲間と行動をともにするとい
うことは、私の場合は余りありませんので、この10人という人数がどのような現場の影響
を及ぼすかは、スタートしてからの問題、また課題になってくるのかなど、そんな印象を
持ちました。

最後に、この場をおかりいたしまして、全課長の皆様にこの出前講座のお話をしたとき
に、ぜひ次回の庁議よろしく申し上げますと、私も頭を下げたのをはっきり記憶しており
ます。こんなに早く、またきちんとした形で30メニューもスタートさせていただけるとい
うことは、大変にうれしく思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（五十嵐辰雄君） 船川京子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時01分休憩

午後3時15分開議

○議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告者、7番高橋一男君。

〔7番高橋一男君登壇〕

○7番（高橋一男君） 皆さんこんにちは。3番通告、7番の高橋です。通告順に従いま
して一般質問を行います。

私は、総務行政全般について、4点ほどお聞きいたします。

まず、1点目ですけれども、町道2273号線の通学路拡幅工事については、2009年3月と
2010年12月議会の一般質問で取り上げております。その中では、地権者の同意が得られず
拡幅の測量に入れないとの答弁をしておりますが、その後、地権者との交渉をどの程度行
ってきたか、その後の計画についてお尋ねいたします。

また、町道112号線につきましては、2010年3月議会の答弁では、前々から通学路として懸案事項だったが、予算確保には大変厳しい状況の中、約5億円の捻出ができない。今後とも検討を重ねて安全確保に努めたいとの答弁をされております。

我々も予算的に大変厳しいものと認識しておりましたが、平成24年度予算に道路改良設計業務委託として1,500万円を計上されております。

昨年12月の議会で坂本議員の一般質問の中で、年内に測量が終わり、平成25年度から約5年かけて事業を行うとの答弁をされております。通学児童、保護者、地域住民の長年にわたる念願でもある通学路の歩道整備をことしから本格事業として行われることになり、児童たちも安全に安心して通学できることになったわけでございます。ぜひとも早急に事業進行を望むところでございます。

来年度予算で町道112号線道路改良工事、道路購入費、移転補償費などで6,400万円ほどの予算づけをしております。そこで、具体的に地権者の件数、宅地と農地の割合、買収価格などについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（五十嵐辰雄君） 高橋一男君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

町道2273号線の通学路拡幅工事について、その後の計画はとのことですが、以前お話した段階から進展はございません。

また、町道112号線の具体的な内容についてとのことですが、平成25年度からの工事予定箇所は、路線内でも特に狭く、通学する生徒が多い箇所を優先的に進めたいと考えております。

先日の施政方針の中でも申し上げましたが、場所は峰山入り口付近、町道1329号線のところから龍ヶ崎市方面に向い、もえぎ野台、押戸地区からの通学路になっている十字路付近までを、議員ご指摘のとおり、5年の年次計画で整備を進める予定をしております。できれば、4年でも、3年でも短く、予算の関係上なるべく早くやりたいとは考えております。今の段階では、5年で整備を終わるという予定でおります。

この箇所は、基本的に宅地には影響しないような線形を計画しており、主に農地を買収する計画としています。しかしながら、どうしても数カ所は宅地の一部を協力していただかなければならないところが出てきております。

詳細については担当課長の方から答弁させます。

○議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

○都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、具体的な地権者の数とか宅地、農地の割合ということでございますけれども、地権者の数でいきますと、合計で宅地が15人、農地が59

人、割合にすると2対8というところですよ。

それで価格でございますが、予算上は計上してございますが、実際の価格はまだ不動産鑑定をにかけてございません。近隣の公共用地の買収に右倣いして予算は計上してございますけれども、25年度に入ってからすぐに用地測量と不動産鑑定をにかけて正確な数字を示すということでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） 今、答弁の中で宅地が15人、農地が59人、8対2の割合ということでございますけれども、一部、どの部分に入るのかわかりませんが、宅地の部分の難しいところも何か所かあるかと思いますが、価格について不動産鑑定がこれからきちんと数字を出すということでございますけれども、課長もご存じのとおり、これは県の事業ですけれども、立木前の遊水池の事業がありましたよね。その遊水池の買入れ価格ですね、この買入れ価格が参考になるか、ならないかはちょっとわかりませんが、地元の人から言わせると平米7,000円ぐらいという話を聞いています。そうしますと1反歩700万円に相当するのかわかりませんが、そういう数字が出ていると。実際そういう価格で買っている、公共事業の一つとしてそういう数字が出ているということで、地元の方はそういう数字を参考に、それが上下するかは別として、町の事業ですから、これはどういう数字が出るのかわかりませんが、そういう数字が一つの目安として町の方でどういう数字を出すのかなということも言う方もいらっしゃると思いますので、その辺がどのくらい食い違いがあるのか、全くそれとは別の鑑定の数字が出るのか、その辺、ざっくりばらんでいいですからわかれば。

○議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 確かに、かかる方は単価がご心配なのは非常にわかりますけれども、ちなみに平米7,000円というのは、県の遊水池の新利根川沿いの話かと思うのですが、多分あのときは7,000円から8,000円くらいだと思っています。でも、それから地価の下落がございますので、その単価には絶対なり得ないとは思っております。

最近、皆さんに予算上で諮ってございますけれども、決算でも諮っておりますけれども、スーパー堤防で押付本田の農地を買収してございます。あそこで5,000円ちょっとだと思えます、ちょっと正確な数字はわかりませんが、5,000円前後だと思ったのですが、今の単価ですと、最近町で買った単価はその程度でございます。

ですから、それが立木のあそこに該当するかどうかというのはちょっとわからない。不動産鑑定というのは、駅から遠いとか、近いとか、道路幅が狭いとか、広いとか、いろいろな条件を加味して不動産の資格を持っている人なのですが、それで単価を決めますので、この立木地区は何とも言えませんけれども、直近でやっているのはあそのスーパー堤防が一番直近かなと思っております。

ですから、この単価は、はっきりはまだ申し上げられないので、期待を持たせてしま

うと申しわけないなど、そういうことでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） これはあくまでも金額次第で、先ほど町長が答弁したように、5年という計画ではありますけれども、4年、3年と、できる限り早急に工事を完了したいというのは、予定が立たない一番ネックになるのが地権者との交渉だと思えます。その辺が単価次第でスムーズに行く場合と、ちょっと時間がかかるかなというところも出てくるのかなという気がするのですけれども、その辺の価格によってはスムーズに行く、課長が前回の答弁の中で、ほとんど反対者はいないんだという話も聞いておりますけれども、今のところでは、価格さえ妥当な数字が出れば問題はないのかなという気はしておりますので、その辺もちゃんと交渉して、宅地は宅地なりの評価が当然出るだろうから、その辺もきちっとした地元の地権者が納得できるような数字を提示していただければと、私は望んでおります。

それで、前後逆になりましたけれども、町道2273号線のことで全く進展がないということで、それ以後の交渉はしていないようではございますけれども、この質問はあした若泉議員が同じような質問をしますので、私は一言だけ聞いて、それ以上聞くつもりもないのですけれども、1点だけ、今後、相手次第でどうなるかわかりませんが、この辺ももうちょっと行政として、行政ばかりではありません、我々も一緒ですけれども、何とか粘り強く地権者に出向いて、いろいろな方法を使って何とか粘り強く交渉するというのも必要ではないかと思うのですけれども、町としては今後そのような交渉をする予定はないですか、あるんですか、それとも今後やる予定ですか、その辺一言だけお願いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

○都市建設課長（飯塚正夫君） その答弁をする前に、先ほど言った5,000円ちょっとというのは農地の単価なので、ちょっと付け加えさせていただきます。宅地はまたそれなりに高くなりますので、済みません、先ほどちょっと説明不足でした。

それで、2273号線のことでございますが、確かに進展がないというか、前回もお話したように、事業そのものも、あそこを、子供だけのことを考えるんだったら道は広げない方がいいよという方もいらっしゃるし、地主の方も中途半端に広げるのはだめだよと、当然車が入ってくれば危ないよといったこともありまして、どうしようもないということで今とまっているわけでございますけれども、今後どうするのかなというのは、予算も25年度はのせてございません。ですから、その辺、今後いろいろな動向を見ながら検討するしかないのかなと思っておりますけれども、今のところは25年度の予算は計上してございません。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） できるだけその辺も含めていろいろな角度から交渉して、何とか子供たちが安全に通学できる道路を確保していただければと思っております。

それでは、2問目に移ります。これは、ニュータウン前の企業所有地についてでございます。

平成10年11月に開発行為許可書が出されております。しかし、いまだに進展が見られておりません。企業から何らかの具体的な計画があったのか。また、町としてはこの問題をどのように考えているかをお伺いいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

ニュータウン前の企業所有地について、企業からの具体的な計画はあるのかとのことでございますが、議員ご指摘のこの企業とは兼松株式会社と推測しますが、現在、企業が幾つかの案を検討中であるということでもあります。

1月だと思ったのですけれども、1月の末に兼松の社員が来まして、そのときに、少なくともことしの上半期、9月までには方向性を決めていただきたい。それは強く申しております。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） この問題は、兼松の土地でもあるし、これまで15年近く開発許可をとったままで、まず何の進展もなくこれまできておまして、確かに当初、十四、五年前のころの担当課あるいは部長、その他の役員の方々、私もいろいろつながりがありましたけれども、それから10年以上たちまして、退職した方、あるいは途中で会社をおやめになった方いろいろ含めると、大分担当部そのもののメンバーが変わってしまっていて、私も直接つながる人も少なくなってきておまして、企業の内容がよくわからないのですが、幾つかの案があるというのは、案というのは例えば、幾つかの案と言っても、案によってはできるもの、できないもの、時間のかかるもの、かなり幅広くあるんですよ。町長も当然わかっていると思いますけれども、今のところは宅地開発許可を得たままになっていまして、あそこを違う目的で建物をつくるなりに、あるいは違う業者に転売するという問題等、大きくその方向性によっては難しい面も非常に出てくるわけです。

ですから、その案というのが、具体的に案が幾つかあるというのは、町の方ではその案の中身というのは内容を聞いているんですか。もし差し支えなければその案を教えてください。

○議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 案をお話できる範囲で。

優良田園住宅という農地法で絡んでいるものがございまして、町で計画したところに田園住宅、農地の中にできる住宅なんですけれども、今までの開発許可ですと、開発許可をとって宅地をつくるとなると大体五、六百戸の計画だったと思ったのですが、優良田園住宅というのは、広くとって、そこに自立できるような建物を建てると、要するに1宅地当たり300坪とか400坪とか大きな、大体二、三百戸の予定を立てております。

それに対しまして、町としては県庁の方に行きまして、住宅課、都市計画課、建築指導課、農政課と全部絡むのですね。そこの中の窓口が住宅課というところなのですが、そこら辺と調整しながら今やっているところでございます。

ただし、関東農政局、高橋議員ご指摘のとおり、まだ完全な農転ができていないので、やり方によっては非常に難しいというところが出ていまして、その辺は兼松の方が詰めているような状況、その詰め方によっては我々も少し動かなくてはならないという、そういったやったりとったりの段階で今ございます。

また、それ以外にも、結構1カ月に1件か2件くらいの割で農地関連の何かをやりたいとか、ソーラーをやりたいとか、そういう方が、どのだれだかわからないのですがカウンターに来て、あそこの土地何なんだ、こうなんだ、ああなんだということをやって、兼松だろうという話で、こういう許可をとってある、あそこを例えばソーラーにすぐできるとか、できないのかという問い合わせというのは結構数多く来ています。ただし、どのだれだか名乗っていかないのによくわからないのですが、確かにやり方によっては、すぐあのままソーラーできるかという、ご指摘のとおり、簡単にはソーラーにはならないということの段階です。

兼松としては、なるべく早目にどうにかしたいと、町長も先ほど話していましたが、早く結論を出さないと、またそれなりの、また違う動きをしなければならないということなので、今の段階ではそういったところでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） 兼松の方で、これは今の話で優良田園住宅、当然農地を囲んだ住宅と私は理解しているのですが、その辺は前々からそういう話はあったのですよ。今々始まった話ではなく、最初の宅地開発許可が出て五、六年のころから、このまま一般的な宅地開発ではだめだということで、何とか大きい規模で、中に農地を組み入れた宅地にしたらどうだという話は何度かありました。

今の話は、その続きなのか、新たな話なのかちょっとわかりませんが、しかし、そのほかにいろいろな事業が月一、二回来ているということで、私のところに来ているのも一応これは外資系の会社なのですが、これはメガソーラーをあそこへ22ヘクタール設置したいという交渉が、これは今これから兼松と交渉をする段階ということで、会社は外資系ということで、その外資系はかなりソーラーでは世界各国で展開しているという会社らしいのですが、今ここで名前は出せませんが、そういう話も来ていることも来ているんですよ。

それで、この優良田園住宅というのは兼松が行う、会社が事業を起こすということでしょうか。

○議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 兼松が今、直接動いています。しかし、共同事業になる

か、それを地位の承継といいますか、そういったものを譲るかというのは、今の段階ではまだ決まってございません。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） なぜそういうことを聞くかということ、去年の秋ごろですね、そのころ一部の兼松の、社員ではないのですが、その方から、今、兼松がこの22ヘクタールに対して、持ちきれないのかどうかは知りませんが、広島のある企業に転売をしようという話が今持ち上がっているんだということの情報が入りましたので、その辺がまたどうなっているか、その後は聞いていませんけれども、転売を受けた会社がこういう事業をやるのか、それとも共同でやるのか、兼松のところでやるのか、この辺もまだはっきりしていませんけれども、そういう話もあったということも事実ですので、ぜひ兼松を、15年近くもあのままほうってあるわけですから、今ここでこういう話をしたからといって、そう簡単に進むとは考えられませんので、どんどん町としても兼松を呼んで、我々議員も一緒に聞いてもいいですから、どんどん呼びつけて、しりをたたいて、きちっとした計画を立てて進めるということを強く言わないと、相手が大きい会社だけになかなか進むということは大変な時間がかかるので、その辺も町としてぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

それでは、次に3番目の入札制度についてでございます。

2011年9月議会で、条件付き一般競争入札の拡大を求める決議が賛成多数で可決されました。一般質問の中では、今後の検討課題だと答弁されました。その後、この問題をどのように検討されたのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

入札制度について、平成24年6月定例議会の一般質問の中で、一般競争入札拡大の推進について検討課題であると答弁しているが、どのように検討されたのかということにお答えをいたします。

茨城県内の一般競争入札制度の導入状況などを調査いたしました。現在、本町の一般競争入札実施要綱の規定では、設計金額が5,000万円以上の工事を対象工事としているところでございます。

このような状況になっておりますが、一層の公正な競争を促進するという観点から、利根町一般競争入札実施要綱の対象工事の設計金額の引き下げを実施したいと考えております。

また、時期については、実施要綱の一部改正をして、平成25年度から実施したいと考えております。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） 町長からすばらしい答弁をいただいて、私が次の質問で言おうと

思ったことが、この内容を変えないと流れがちょっと変わってきたので、その辺も含めて、確かに町長がこの議会の議決を重く受けとめて、その上で検討した結果、今のような発言になったかと、そのように解釈しております。

したがいまして、私も一つはよかったなという気はするのですが、ちなみに、町長、そこまで決断したということは内容を知った上で調査した結果と言いましたから、私も一言だけ内容を言いますと、茨城県44市町村の中で、これは平成23年現在ですけれども、1億円以上が一般競争入札というのが一番高いので、その次、5,000万円というのが2番目に高いわけです。その5,000万円が利根町であるということで、当然町長もその辺もちゃんと理解の上でこのような答弁をしたかと思えますけれども、確かに余りにも金額そのものが高過ぎで、その辺で5,000万円以上ということに対して、今の町長の答弁では、平成25年度から検討したいということですが、具体的に5,000万円からどのくらいの金額に改善をしていくという考えでいるのか、その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 前にご答弁申し上げ時期の後に県内の調査をいたしまして、特に町村の状況を見ますと、先ほど議員がおっしゃられたように、町村の中に1億円以上というところが2カ所ございまして、そのほか未設定のところ、導入をしていないところもございまして。

そういう状況を調べまして、5,000万円の下が3,000万円、2,000万円、500万円ということで分布はしておりますので、それらの金額を参考にさせていただいて、これから町長と相談させていただいて決定をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） これから金額については検討するというので、ぜひとも、これは一つの例ですけれども、つくば市の場合、参考に申し上げますけれども、つくば市の場合も2年前に条件付き一般競争入札の拡大ということで決議がされております。その後、決議文が去年ですか、昨年出されて、次に出された決議文は、条件付き一般競争入札の拡大ではなく全面移行と内容が変わっております。それを受けて、それも決議文が出されまして可決されました。それに準じてつくば市の場合、平成23年の9月に3,000万円から1,500万円以上に拡大したと、それで2回目に、平成24年の9月に1,500万円から130万円に全面移行したということがあります。

このように、茨城県44市町村でも、今は一般競争入札に移行する自治体が非常に多いということもありまして、このような結果になっておりますけれども、私がなぜこういう問題を言うかといいますと、まず、入札の指名というのはどうしても問題があるというのが、私の考えなのです。

利根町がちゃんときちっとした形で入札して指名を受けてやっているんだったら、別に私はそこまでどうこう言うつもりもないのですが、私から見ると、ちょっとその辺が問題

だなどという部分があるので、それで入札のことを取り上げているのですが、まず一つの下げるメリットとして、当然今は指名業者を選定委員が指名しているわけですから、その指名というのがどうしても偏った指名にならないようにするためには、やはりこういう入札制度を下げる、金額を下げるということが大事であろうと。

そのために、それをしないと、どうしても私から言うと三つの問題があると。メリットとしては、制度を、金額を下げることによって談合をある程度防ぐこともできるのですよ。これは談合がなくなることはちょっとどうかとも思いますけれども……（「そんなことないですよね」と呼ぶ者あり）でも、談合があるないは別としても、しやすい環境になるということ。指名というのは……（「談合なんかいいよ」と呼ぶ者あり）それは、そういうのをなくすことができるということで1点目。

それから、2点目は、不公平、不公正をなくすこともできるのではないかと。

それから、3点目が、まず一般競争入札にすることによって入札率が下がってくるわけです。ですから、その辺も含めて、先ほどのつくば市の場合ですけれども、以前は拡大をする前、3,000万円ですね、そのときには落札率が93.56%、しかし改革をした、その後、全面移行した時点で、これは昨年入札でひとつ新聞にも取り上げていたと思いますけれども、その辺も不調になった問題も新聞に出されていましたが、その辺は理由としてはこの問題等がかけ離れた理由であるということも私確認しておりますので、その辺が改革後が89.64%、約4%ほど落札率が下がっているということですので、町長がよく言っておりますように、少ない予算で住民のサービスをいかに最大に出すかということも一つの入札の問題にも絡んでくるわけですから、同じだと思いますから、少ない予算でいい仕事をしていただくというのが一番大事であろうと、そのように感じております。

それで、1点だけ入札のことで、今回、除染作業を行っておりますけれども、この除染作業で、これは課長から12月の議会のときに、除染を受ける業者はちゃんと講習を受けて許可をとった人でないと除染はできないという説明を聞いたかと思っておりますけれども、今、利根町では8割から100%終わったところもありまして、今現在除染作業をやっている方で許可をいただいたのが利根町では6社だと聞いておりますけれども、除染業者、その中でこの許可書、証明書ですか、この証明書は除染等業務にかかわる特別の教育、学科、科目、受講証明書というものだと思いますけれども、この証明書が茨城県の労働局から出されたもので、この許可書をもとに作業をしているのかなと、要するにこの許可書というのは、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則という規則に基づいて、この規則の中の19条にうたっておりますけれども、この19条の中に5項目ほどあるのですが、この5項目の中に、確かに証明書ももらいに行ったときに講習を受けたはずですよ。水戸まで行っていると思います。そのときに、学科試験、学科は4項目になっていますね。これは電離放射線の生体に与える影響と被曝線量の管理の方法に関する知識、これは学科。除染等作業の方法に関する知

識、これも学科。除染等作業に使用する機械等の構造と取り扱いの方法に関する知識、これも学科。それから、関係法令も学科。この4項目が学科試験で行ってきたと思いますが。

○議長（五十嵐辰雄君） 高橋議員に申し上げます。

ただいまの発言は一般質問の範囲を超えております。ご注意ください。

○7番（高橋一男君） では、中身はいいです。

これ、今現在やっている業者、この業者は除染の証明書を持った方が当然やられていると思いますが、確認のために、どういう証明書をもらって落札して仕事をしたのか、その辺をちょっと課長、答弁をお願いします。

○議長（五十嵐辰雄君） 高橋議員に申し上げます。

利根町議会会議規則第61条第2項の規定により、一般質問はその趣旨の範囲を超えております。ですから……。

7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） 一般質問の通告外と言うけれども、これ除染の入札の業者をどういう証明書で入札したのかということを知っているのですよ。超えていないでしょう、範囲内でしょう、関連をしていますよ。

業者の選定に当たっては、どういう業者を選定したのか、どういう許可書のもとに選定して作業をさせているのか、その辺をちょっと聞きたいのですよ。

ではもう一度言います。

○6番（坂本啓次君） 高橋議員、何が聞きたいの。

○議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後3時58分休憩

午後4時12分開議

○議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告、7番高橋一男君の質問を継続します。

○7番（高橋一男君） それでは引き続き質問をいたします。

先ほどの件ですけれども、この業者は、文小学校、文間小学校、布川小学校、利根中と除染をほぼ完了してきたようですけれども、この業者、何社かありますけれども、この業者は多分どういう証明書で入札をして落札をしたのか。その証明書というのは、恐らく私から言わせると、先ほど申し上げた19条の中に入っている学科試験の講習だけだと思います。そうしますと、利根町の場合は全部とっているかもしれない、その辺の確認なのですよ。

それで、場合によっては、私が確認したのは、厚生労働省並びに茨城県の労働局、この辺も全部確かめました。そうしたところ、この19条にのっている学科試験だけでは除染の事業はできませんと、これははっきり言っています。ですから、その除染の作業をするには、

その業者は恐らく実技試験、これ1時間30分の実技試験があるのですが、これは茨城県の労働局でもやっていますけれども、これはこの12月27日に証明書を出しているのですね。その証明書では作業できませんとはっきり言っていました。ですから、利根町では作業をしているということは、この学科のほかに実技試験の講習をして、それに証明書を持ってちゃんと落札して作業をしているのかなど、であろうと私は推測しているのですが、その辺の証明書をちょっと確認したいのです。

○議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

除染等業務に係る特別教育修了証という受講証を提出していただいておりますので、それぞれの事業者、学校関係、公園等の工事を行っておりますけれども、その修了証を取得した方がいらっしゃる事業者をお願いをしていると、除染等業務に係る特別教育修了証という証明書でございます。

これは、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止に基づく特別教育のうち、以下の科目について修了したことを証明するという事で、その証明が学科科目と実技科目の記載がございまして、発行先はいろいろあると思うのですがけれども、日本労働安全衛生コンサルタント会茨城支部というところから証明が出ております。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） 今、課長が話しているのは、これは、中身は4項目ですよ。その4項目というのは、これ当然学科のみの講習で修了していると思います。そうでしょう。ですから、この学科のこの証明書では除染作業はできないんだという厚労省の見解ですから、これ間違いないですよ。ですから、その後、業者によってはあわてて急いで、このほかに実技講習を、1時間半講習を受けないと作業ができないということをはっきり言っているのですよ。

そうしますと、私が尋ねたのは、労働局で……この問題は作業を実際に行っている、この19条で作業している業者は、ではどこに責任があるんだと言ったら、業者に責任があるんだと、許可書がない業者がやっているんだと答弁しました。

私から言わせれば、違うと思いますよ。行政、県、国、市町村の発注する段階でちゃんとした証明書を、今回はダブルの証明書で2枚必要なのですね。実技と学科と、その証明書がなければ作業ができないということ。

これはなぜかと言うと、取手でこの問題を大きく取り上げて騒いでいるんですよ。ご存じだと思いますが、それがこれなんです。ですから、利根町の場合、そういう業者に落札させたのかどうか、その両方を持った業者に仕事を渡したのかどうか、その辺、確認したいのです。

○議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） ただいま読み上げました修了証でございますけれども、学科科目と実技科目が記載されておりまして、実技科目の方は除染等作業の方法及び使用する機器等の取り扱いのうち、放射線測定器の取り扱い、外部放射線による線量等量率の監視、汚染防止措置、身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去、工具の取り扱いということで、そういうのも科目の中に入っております。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） ということは、利根町の業者は学科、実技、両方得ているということに解釈してよろしいのですね。一言だけ。

今の課長の答弁ですと、実技も入っているということで、その証明書があるということですから、学科、実技両方の講習を修了したということに解釈してよろしいのですね。

○8番（井原正光君） 議長、暫時休憩。

○議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後4時20分休憩

午後4時48分開議

○議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど修了証が学科科目と実技科目、両方、全部の業者の方々が受けているかどうかというご質問だったと思いますけれども、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則というものに基づいて除染作業をするということでございまして、休憩時間中に労働基準監督署等にも確認いたしました。この規則が平成24年7月1日から改正になっておりまして、それ以前に受講を受けた方の証明書もございますので、その辺を調査させていただいて、あしだご報告させていただくということよろしいですか。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） 時間がかかりそうなので、この辺はしようがないですね。ただ1点だけ、多分行政の方はわかっていると思いますけれども、この証明書だけで恐らく工事をやっていると思います。ですから、その場合に法的に違反しているということになるわけですね。そうなったときにはどこに責任があるのかということ、まず行政側でもきちんと把握して、その辺も検討してもらえれば、この問題は一応ここで終わりにします。よろしいです。

それでは、最後の質問ですけれども、公園管理についてでございます。

四季の丘第2公園の近隣住民からの騒音による苦情やごみの散乱について、町の対策をお伺いいたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

四季の丘の第2公園の管理についてでございますが、この件については、前にも一般質問を、どなたかは忘れましたが、されていると思います。

今、役場の職員による草刈りを年3回と、シルバー人材センターに委託して清掃を月に2回行っております。あわせて地元の方がボランティアで月に数回の清掃を行ってやってくださっているということでございます。

通常は公園にごみ箱を設置しないのですが、この公園には設置してございます。ボランティアの方々が、「子供たちが周辺にごみを散らかさないように指導しながらごみ箱を面倒みるから」とのことで設置をいたしました。また、ボールが民家に飛び込まないように高いフェンスを設置したり、看板を設置して騒音等の迷惑になる行為を禁止しております。「ごみは持ち帰るように」など、注意を喚起しております。

時には現地で直接指導をすることもございます。町としても経費をかけまして各種対応をしているような状況でございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

○7番（高橋一男君） 私がこの質問をするのは、私が散歩などをしているときに、ときたま利根町の交番のパトカーそのものが入ってきて、いろいろ住民からの通報があったということは何度か見ております。

その内容としては、やはり子供たちが、車のついたスケボーですか、あのスケボーをやるのにコンパネの台をつくって、その中でかなりの音をたてながら遊んでいる姿も私も何度か見ております。そういう状況で、住民が私のところに何度か来て、うるさくてしょうがないと、何とかしてくれと、ノイローゼになってしまうということは何度か聞いてもいますし、その辺の対策では、町としてもそれなりに対応していると思いますけれども、私から言わせると、住民の方もある程度、子供たちですので、自由に遊ぶ場として開放してやるのも必要ではないかと思って、多少の騒音は住民に我慢してもらうのが一番いいと私は思っているのですが、何せその住民は病気になってしまうと、ノイローゼになってしまうということまで言うので、とりあえず議会の方で確認してみるよということでも今回取り上げたのですが、子供たちもパトカーなどたまに来るのを見ると、どんどんスケボーとか音をたてることを嫌がって遊ばなくなってしまうのですね。ですから、私は子供に、多少の騒音はあっても自由に活発に遊んでいただけるのが一番いいのかなということで、その方には我慢できないんですかという話もしたら、とても無理だと、私は家の周り全部雨戸まで閉めてしまうんだと、うるさくてということをおっしゃっている方もおりますので、町として対策のしようがないと言えばそれまでになってしまいますけれども、スケボーは確かに音がすごいのです。ですので、その辺も今後町としてできる限り近隣住民の迷惑がかからない程度に対策をとっていただければと。

それとごみの問題ですけれども、ごみ箱を置くことによって、以前よりはだいぶごみの散乱する量もちょっと違うような気もするのですが、その辺は多少改善されたのかなということで、子供たちにはできる限りあの公園では自由に遊ばせたいなというのが私の考えでありますけれども、そういう住民もいるということ、一応行政の方も一つ耳に入れておいてもらって対策をとっていただければと。

もう1点、最後に1点だけ行政の方をお願いしたいのですが、よく子供たちが遊んでいて、私が散歩で通ると、おじさん、今何時ですかと時間を聞くのですよ。ある程度の時間に音楽が鳴るからわかるのですよ。ところが間の時間というのはわかりません。それで、おじさん今何時と聞くのが何度もあるので、父兄に聞くと、あそこに時計が一つ欲しいんだよ、時計があると便利なんだけどということで、そういう声もあるから、ぜひ町としてもその辺も検討していただければと思いますので、一言、その辺のことを答弁、町長でもだれでもいいです、一言お願いします。

それで私の質問を終わります。

○議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 時計の件については、設置する場所、またそれが危険性を及ぼすかどうかということもございますので、検討していきたいと思っております。

○議長（五十嵐辰雄君） 高橋一男君の質問が終わりました。

○議長（五十嵐辰雄君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後4時58分散会